

第 8 章 資料

1. 大竹市附属機関設置に関する条例

平成 25 年 9 月 24 日

条例第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市が設置する附属機関の名称、担任する事務、委員の定数、委員の構成、委員の任期及び庶務担当は、別表のとおりとする。

(委員の委嘱等)

第 3 条 附属機関の委員は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関が委嘱又は任命する。

(委員の身分)

第 4 条 附属機関の委員が、別表の委員の構成の欄に掲げる職の身分を失ったときは、当該附属機関の委員を辞したものとみなす。

(委員の再任)

第 5 条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

(補欠委員の任期)

第 6 条 附属機関の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 7 条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 附属機関の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、第 3 条の規定により委員が委嘱又は任命された後、最初に招集すべき会議は、附属機関の属する執行機関が招集する。

2 附属機関の会議は、委員(第 10 条第 1 項の規定により臨時の委員を置く場合にあっては、臨時の委員を含む。)の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員(臨時の委員を置く場合にあっては、臨時の委員を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 必要に応じ、附属機関に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 附属機関は、その決議により、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(臨時の委員及び専門の委員)

第10条 特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時の委員を置くことができる。

2 専門的な事項を調査させるため必要があるときは、附属機関に専門の委員を置くことができる。

3 臨時の委員及び専門の委員は、附属機関の属する執行機関が委嘱する。

4 臨時の委員にあつては第1項の規定による特別な事項の調査審議が終了したとき、専門の委員にあつては第2項の規定による専門的な事項の調査が終了したとき、解嘱されるものとする。

(委員の守秘義務)

第11条 附属機関の委員、臨時の委員及び専門の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、附属機関の属する執行機関が別に定める。

附則 (略)

別表(第2条関係) ※抜粋

附属機関 の属する 執行機関	附属機関 の名称	担任する 事務	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期	庶務 担当
市長	大竹市 子ども・ 子育て 会議	子ども・子育て 支援法(平成24 年法律第65号) 第72条第1項各 号に掲げる事務 に関する調査審 議等	18人 以内	(1)子ども・子育て支援に関する 学識経験者 (2)子どもの保護者 (3)子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者 (4)事業主を代表する者 (5)労働者を代表する者 (6)その他市長が必要と認めた 者	2年	健康 福祉部

2. 大竹市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	団体名等	委員名
1	学識経験者	学校法人 常翔学園 広島国際大学（健康科学部社会学科）	西村 いづみ
2	学識経験者	大竹市小学校校長会	真鍋 和聡
3	子どもの保護者	フルムーンインターナショナル こども園おおたけ	茅原 史貴
4	子どもの保護者	大竹中央幼稚園保護者会	島田 妙
5	子どもの保護者	小方認定こども園保護者会	藤高 美香
6	子どもの保護者	大竹市PTA連合会	廣實 忠司
7	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	学校法人 大竹学園 大竹中央幼稚園	日域 究
8	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	大竹市保育連盟	大知 恭子
9	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	社会福祉法人 大竹市社会福祉協議会	浴 肇
10	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	特定非営利活動法人 子育てハッピー ネットほのぼのん	中野 友加
11	労働者を代表する者	連合広島大竹・廿日市地区連絡会	梶山 恵
12	その他市長が必要と認めた者	大竹市民生委員児童委員協議会	住居 里美
13	その他市長が必要と認めた者	大竹市民生委員児童委員協議会	伊勢岡 薫
14	その他市長が必要と認めた者	大竹市青少年育成市民会議	寺岡 公章

3. 計画策定の経緯

年度	月日	内容
令和5年度	12月5日	【第1回大竹市子ども・子育て会議】 ● 第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査票に関する説明について
	1月16日～ 1月31日	● ニーズ調査の実施
	3月26日	【第2回大竹市子ども・子育て会議】 ● 第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果報告について
令和6年度	6月26日	【第1回大竹市子ども・子育て会議】 ● 大竹市における現状と課題の整理について ● 大竹市における教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況について ● ヒアリング結果を踏まえた現状と課題の整理について
	9月26日	【第2回大竹市子ども・子育て会議】 ● ニーズ調査の自由記述及び子ども・子育て会議の意見を踏まえた対応に関する報告 ● 第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画における新規事業及び追加施策についての説明
	12月26日	【第3回大竹市子ども・子育て会議】 ● 第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画素案に関する報告
	2月18日～ 3月5日	● パブリックコメントの実施
	3月12日	【第4回大竹市子ども・子育て会議】※書面会議 ● 第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画最終案に関する報告